

～国民健康保険に加入された方へ～

☆国民健康保険制度とは？

いつ起こるかわからない病気やけがに備えて、加入者のみなさんが保険税を出し合い、必要な医療費にあてる助け合いの制度です。

国民健康保険に加入された方には、手続きをしてから10日程で「国民健康保険証」をご自宅に郵送します。保険証を医療機関に提示すれば、医療費の自己負担が3割※になります。

※義務教育就学前の方2割、70歳以上の方は年齢及び所得で異なるので詳しくは国民健康保険課にお尋ねください。

国民健康保険証は大切に取り扱いってください！！

☆国民健康保険税をお支払いください！

国民健康保険税は、国民健康保険に加入した月から、世帯主に課税されます。

国民健康保険税は1年分を10回に分けてお支払いいただきますので、1期分が1ヵ月分ではありません。

(例：4月に加入した場合)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期		
納期限	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月25日	1月末	2月末	3月末		

国民健康保険税は、銀行や郵便局、コンビニエンスストア（納期内）でもお支払いいただくことができます。

☆国民健康保険税の申告書は必ず提出してください！

国民健康保険税の計算に必要な所得が確認できない方には、毎年1月から2月に国民健康保険税の申告書を郵送しています。

この申告書が届いたら、ご記入のうえ、必ず国民健康保険課にご返送ください。

☆こんなときは国民健康保険の手続きをしてください！

国保証を紛失した時は在留カードやパスポートを持って再発行の手続きを行ってください。

お引越しをされたときは、国民健康保険証を持って住所変更のお手続きをしてください。

*出国するときは手続きが異なります！

日本国外に転出される時は国民健康保険税の精算がありますので、長崎市役所の国民健康保険課で必ずお手続きをしてください。